公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人新堀敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月16日　　名古屋法務局